

第 1 号議案

## 奈良県決定

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更について

次の付議案を提出する。

令和5年2月7日

奈良県都市計画審議会会長

## 第1号議案

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更（奈良県決定）

都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を次のように変更する。

### 1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示の通り」

### 2. 人口フレーム

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和12年 (目標年)
	都市計画区域内人口		1,301千人
市街化区域内人口		1,094千人	993千人
配分する人口		—	991千人
保留する人口		—	2.2千人
（特定保留）		—	0千人
（一般保留）		—	2.2千人

理由

別紙理由書のとおり

## 大和都市計画区域の区域区分を変更する理由書

大和都市計画区域は、昭和 45 年 12 月に区域指定を行うと同時に区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）の決定を行い、その後 5 回の見直しを行なうことにより、計画的な市街地の形成に努めてきたところである。

この区域区分制度は、人口増加・高度経済成長の時代においては、無秩序な市街地の拡大の防止等に効果を果たしてきたところである。しかしながら、人口の減少、少子高齢社会の、基盤整備の一定の充足など、都市をめぐる社会経済状況は大きく変化してきている。とりわけ本県の人口については、平成 12 年(2000 年) をピークに減少へと転じ、今後は世帯数の減少傾向も見込まれている。

一方で、京奈和自動車道をはじめとする本県の幹線道路ネットワークが整備されつつある状況の中、これらのストック効果を最大限に活用し、生産力・販売力の強化による経済活性化を図り、区域全体の発展に貢献する役割を担うとされている。

今回の変更は、都市計画法第 6 条で定める都市計画基礎調査による都市の発展の動向や、人口及び産業の将来見通し等を勘案して、都市としてふさわしい計画的な市街地形成を図るため、区域区分に関する都市計画の変更を行うものである。